

アイヌに視点を置いた場合の「賢明な利用」

北海道班 児島恭子

アイヌに視点＝

1. 和人の経済システムが進出する以前の「北海道の人間と自然の関係」

アイヌが賢明で和人が非賢明だった（である）のか？

枕詞「自然とともに生きる」アイヌ民族」とされるがそれはアイヌだけではない。

2. 国際条約との関連

.....

1. 19世紀後半以降（以降）のアイヌの生活・労働もよくわかっていない。18世紀場所請負制、17世紀、16世紀の社会・経済的画期の影響についてはなおさら不明。18世紀以降の交易産物については種類・数量の把握がある程度可能だが.....

2. 生物多様性条約（略称CBD：日本は1992年締約）の第8条(j)項（第8条 生息域内保全、「(j) 自国の国内法令に従い、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する原住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し及び維持すること、そのような知識、工夫及び慣行を有する者の承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること並びにそれらの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励すること」を行う。）＝

保全と持続的利用のための伝統的文化的慣行や伝統的知識(Traditional Knowledge, TK)の現状を調査し、それを尊重し保持してゆくためのガイドラインの作成

原住民族側の生物多様性に関する原住民フォーラム：原住民の女性の知識の役割について意識

アイヌの場合：先住民としての占有地もなく聖地や伝統的な知識も失われた経験があるが、アイヌ文化振興法(1997)や二風谷ダム判決(1997)によって、それらの国際条約の適用の可能性はある。(国は条約の遡及的適用を懸念)。

ユネスコに貝沢耕一（二風谷）参加。現在進行中のイオル構想の事業が関連する。

ラムサール条約（日本は1980年発効：登録湿地数33のうち北海道12箇所）

この条約におけるワイズユースの定義「生態系の自然的価値の維持と両立させた方法で人類の利益のために湿地を持続的に利用すること」（1987（勧告3.3））。

ケーススタディから導き出された複数の基本的結論のうち、

1) 社会的経済的要因が湿地の喪失の主要因であり、従ってワイズユースプログラムの中でもこれらの要因を中心的関心事とする必要がある。→北海道では明治期の湿地の99.5%が現在までに失われた。

2).....先住民族の人々がワイズユースの全ての側面にもたらすことのできる価値は特に認識される必要がある。

* アイヌのTKに関して

生態：渡辺仁、辻秀子、高嶋幸男 エゾシカ・サケマス・ウバユリの収穫量・資源量、人口許容量等推定 地域性の考慮必要

利用植物・利用法リスト：さまざまに作成（アイヌ民族博物館、北海道立衛生研究所、(独)医薬基盤センター等）資料集成が不十分